○厚生労働省告示第二十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百六十条第八項の規定により申請のあった全国健康保険協会の都道府県単位保険料率の変更について認可したので、同条第九項の規定により、告示する。

平成三十年二月二十一日

厚生労働大臣　加藤　勝信

○厚生労働省告示第二十九号

船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）附則第九条第二項の規定により準用された同法第百二十一条第五項の規定により申請のあった全国健康保険協会が定める期間の変更について認可したので、同法附則第九条第二項の規定により準用された同法第百二十一条第六項の規定により、告示する。

平成三十年二月二十一日

厚生労働大臣　加藤　勝信

○厚生労働省告示第三十号

健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第五十四条第二項の規定に基づき、日雇特例被保険者に関する保険料額並びに日雇特例被保険者の負担すべき額及び日雇特例被保険者を使用する事業主の負担すべき額（平成二十一年厚生労働省告示第五百二十六号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年二月二十一日

厚生労働大臣　加藤　勝信

（傍線部分は改正部分）

改正後

日雇特例被保険者に関する保険料額並びに日雇特例被保険者の負担すべき額及び日雇特例被保険者を使用する事業主の負担すべき額は、次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第九条第一号に規定する第二号被保険者である日雇特例被保険者　一日につき、当該日雇特例被保険者の標準賃金日額の等級に応じ、次の表に掲げる額

標準賃金日額の等級	日雇特例被保険者に関する保険料額	日雇特例被保険者の負担すべき額	日雇特例被保険者を使用する事業主の負担すべき額
第一級	四四〇円	一七〇円	二七〇円
第二級	六五〇円	二五〇円	四〇〇円
第三級	八六〇円	三三〇円	五三〇円
第四級	一、〇九〇円	四一五円	六七五円
第五級	一、三二〇円	五〇五円	八一五円
第六級	一、六二〇円	六二〇円	一、〇〇〇円
第七級	二、〇〇〇円	七六五円	一、二三五円
第八級	二、三八〇円	九一〇円	一、四七〇円
第九級	二、七六〇円	一、〇五五円	一、七〇五円
第一〇級	三、二一〇円	一、二二五円	一、九八五円
第一一級	三、七四〇円	一、四三〇円	二、三一〇円

二　（略）

改正前

日雇特例被保険者に関する保険料額並びに日雇特例被保険者の負担すべき額及び日雇特例被保険者を使用する事業主の負担すべき額は、次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第九条第一号に規定する第二号被保険者である日雇特例被保険者　一日につき、当該日雇特例被保険者の標準賃金日額の等級に応じ、次の表に掲げる額

標準賃金日額の等級	日雇特例被保険者に関する保険料額	日雇特例被保険者の負担すべき額	日雇特例被保険者を使用する事業主の負担すべき額
第一級	四四〇円	一七〇円	二七〇円
第二級	六六〇円	二五五円	四〇五円
第三級	八六〇円	三三〇円	五三〇円
第四級	一、一〇〇円	四二〇円	六八〇円
第五級	一、三二〇円	五〇五円	八一五円
第六級	一、六三〇円	六二五円	一、〇〇五円
第七級	二、〇一〇円	七七〇円	一、二四〇円
第八級	二、三九〇円	九一五円	一、四七五円
第九級	二、七七〇円	一、〇六〇円	一、七一〇円
第一〇級	三、二三〇円	一、二三五円	一、九九五円
第一一級	三、七七〇円	一、四四〇円	二、三三〇円

二　（略）